

広域中核市制度の創設

【解決したい課題】

- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成をうながしたい。
- 行政の機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因のひとつ。この機能を道内各地域に分散させ、地域発展の力を生み出したい。
- 現在の人口構成から見て、人口減少・高齢化はさらに進行。これに対処する地域づくりを地域の判断で速やかに行えるようにしたい。

【発想のポイント】

- 地方自治法にはすでに政令市、中核市、特例市があるが、これは、人口集積による行財政能力の向上や行政ニーズの多様化、高度化に着目した制度。
- 過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するのではなく、圏域をカバーした政策展開が効果的にできる基礎自治体づくりを構想することが有用。
- 今後の人口減少と高齢化を考えると、政策展開圏域としては二次医療圏の重要性が高まることから、これに着目した新制度を構想。

【具体的な提案内容】

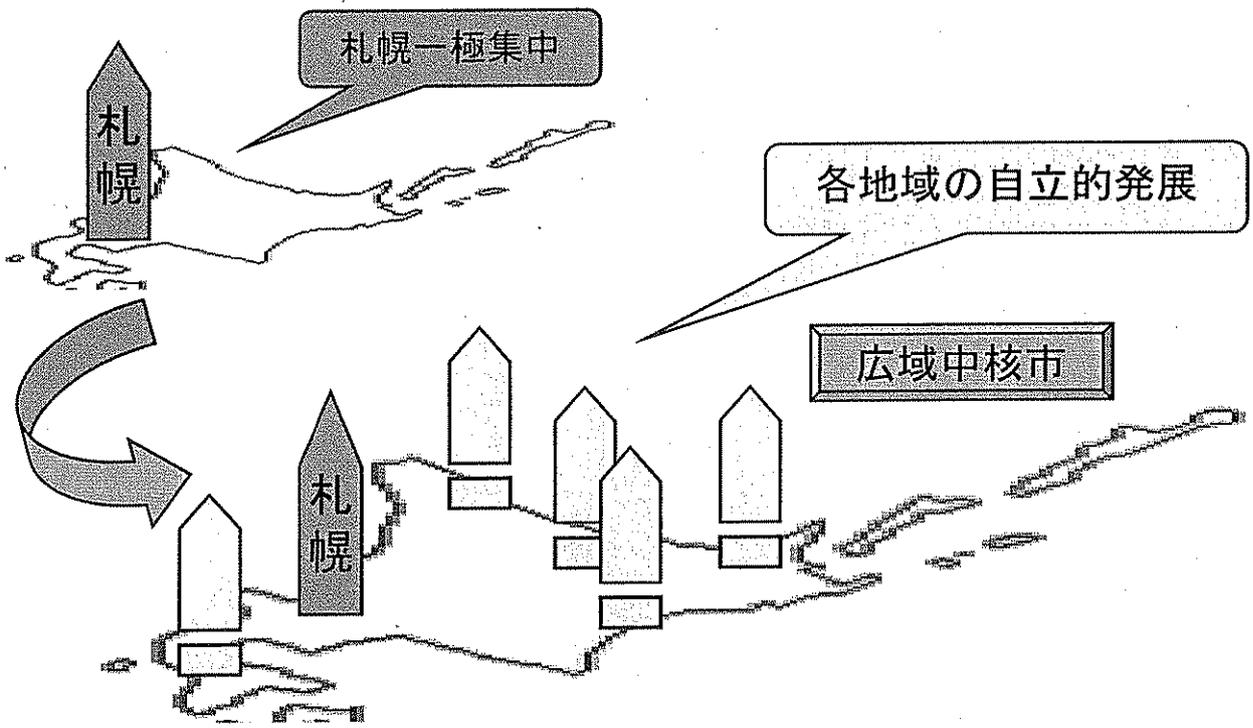
- 地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市が誕生した場合に政令市の規定を準用して、道の権限を組織ごと大胆に移譲。
 - ・ 地方自治法に新たな条項(第252条の21の2以下)を設け、広域中核市を規定。
 - ・ 広域中核市には、政令市の規定(第252条の19)を準用し、権限を法定移譲して財源は交付税措置。(人口規模にかかわらず政令市の事務を担える財源を保障)
 - ・ 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域(第二次保健医療福祉圏)と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。
 - ・ 広域中核市には、当該市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例で定める。(現行の政令市にもない権限)

【期待される効果】

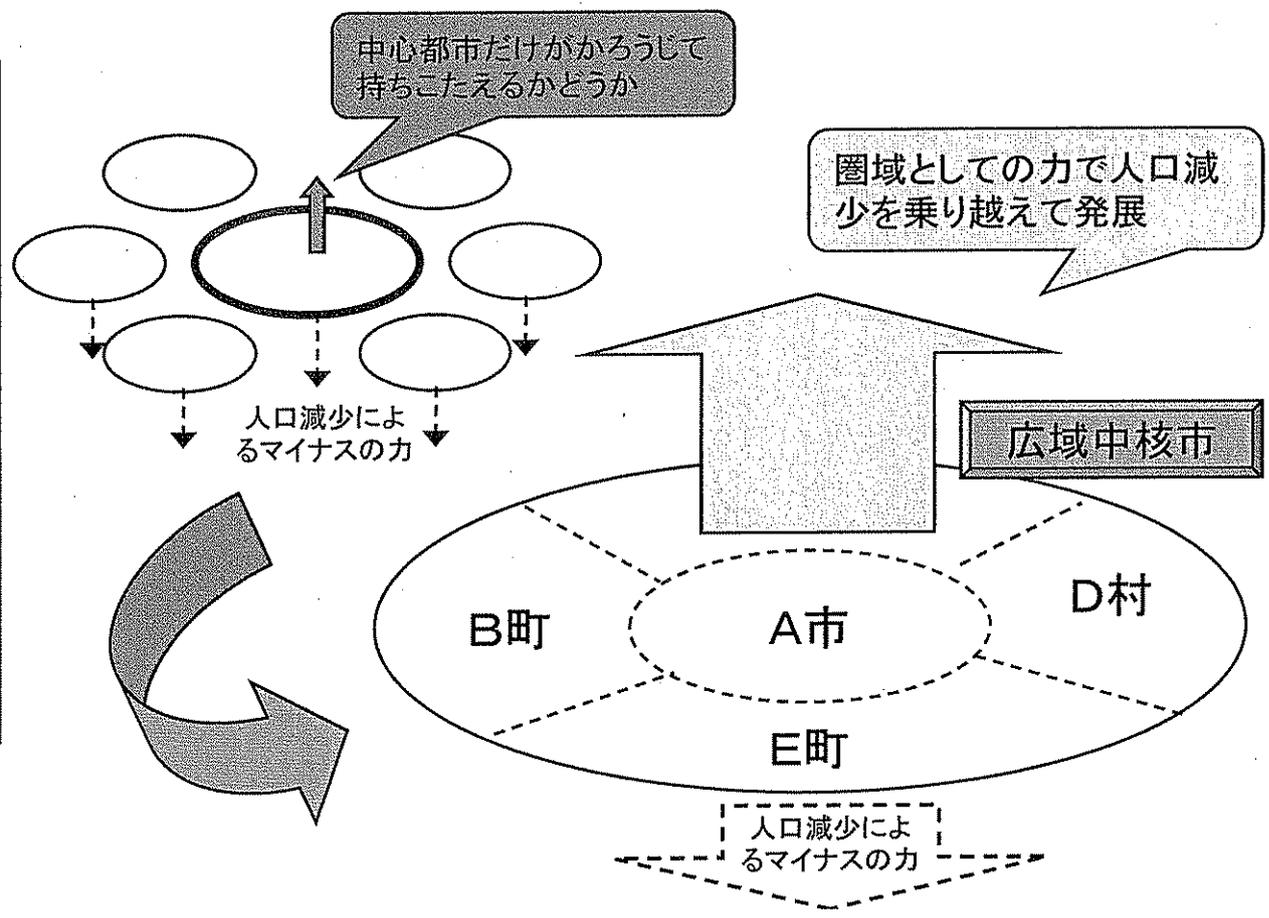
- 支庁機能(市町村補完機能)をも吸収し、それに見合った財源を措置された強力な基礎自治体が誕生。
- 広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開。(一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など)
- 札幌一極集中に対抗し、自立的発展を目指す基盤が道内各地に整う。

広域中核市のイメージ(1)

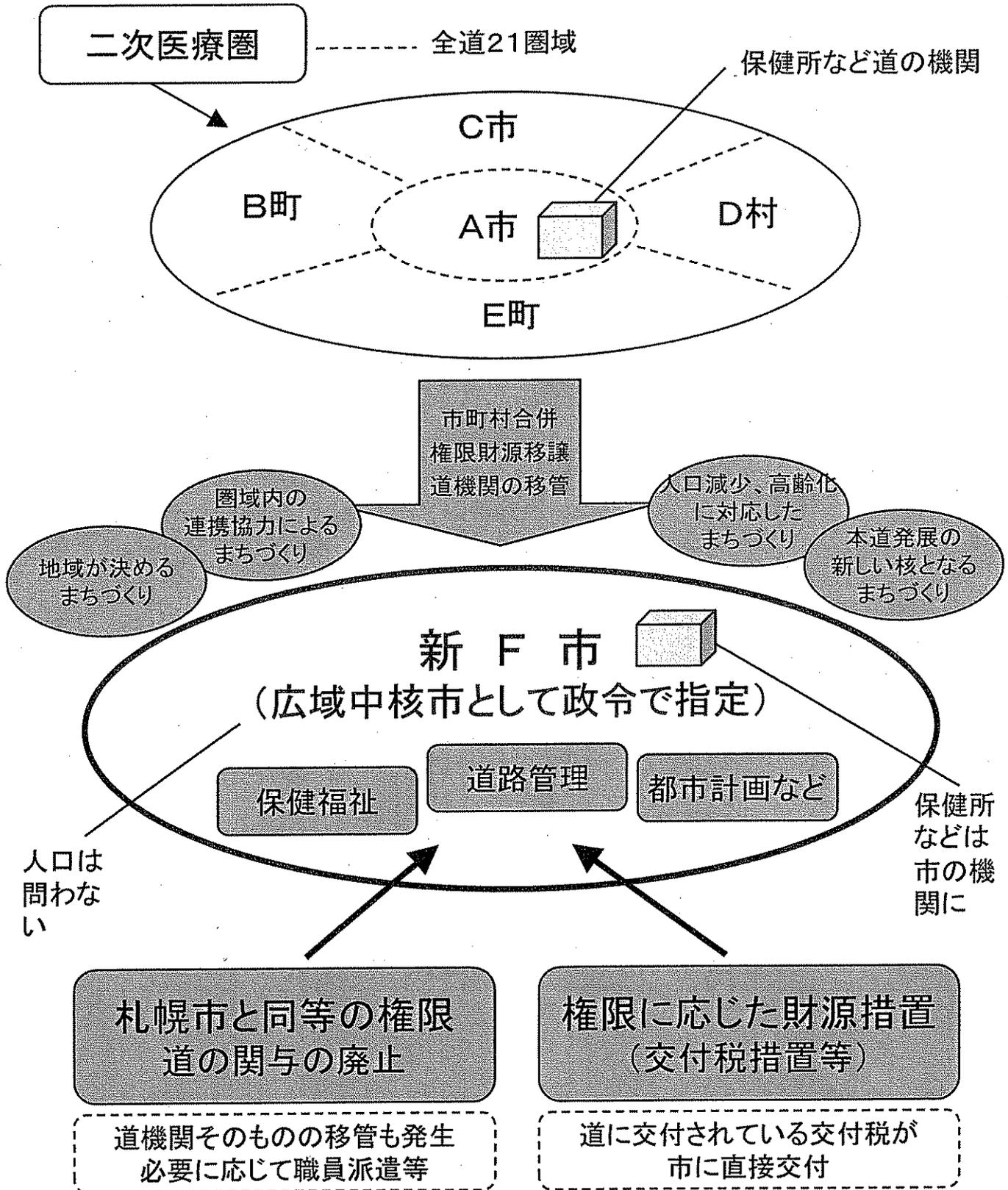
全道的視野



圏域的視野



広域中核市のイメージ(2)



広域中核市における区の設置

【ポイント】

- 広域中核市には、その市の条例により区を置くことができる。
(現行の政令市は、区は必置であり、置く置かないを決める自由はない)
- 区の制度設計は、その市が条例で定める。
(現行の政令市には、このような制度設計の権限はない)

- ※政令市に区を必置とした立法趣旨
- ・大都市においては事務量が膨大
 - ・市民と市政との距離を短くする
 - ・実情にあった効果的な行政執行

【区を置くとした場合の制度設計の幅】

- 「市役所の出先機関としての区」もありうるし、「区長公選」や「区議会を置く」こともありうる。
 - 「市の全域を区分して区を置く」こともありうるし、「市の一部の区域にのみ区を置く」こともありうる。
- ※ 住民参加のしやすさや、地域事情の反映、効率的な行政執行などを考慮して、その市に合った区のかたちを決める。

【意義】

- 広域中核市は、市のなかの自治のかたちをその市が自ら決めることができる。これは政令市にもない自己決定権。
- これにより、自治意識の高揚や、住民参加の促進、地域事情に即した行政展開が図られる。
- また、自治に関する制度設計の権限を国から地方に移すモデルケースの一つとなる。

指定都市・中核市・特例市の概要

区 分	指定都市 (17市)	中核市 (35市)	特例市 (44市)
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定） 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万人以上で政令で指定する市 	<ul style="list-style-type: none"> 人口20万人以上で政令で指定する市
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 		
関 与 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
行政組織 上の特例	<ul style="list-style-type: none"> 区の設定 区選挙管理委員会の設置 区地域協議会の設置 等 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	
財 政 上 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> 地方道路譲与税の増額 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 宝くじの発売 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） 	
決 定 の 手 続	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定 	<ul style="list-style-type: none"> 市からの申出に基づき、政令で指定 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	
道 内 の 指 定 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市 (S47. 4. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市 (H12. 4. 1) 函館市 (H17. 10. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> なし

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改進黨業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

広域中核市への移行による市役所の機能強化

1 圏域を広く見渡した政策展開

核となる都市部と周辺の「まち」や「むら」がネットワークを組んで共に支え合うための政策を広域中核市が自ら考え、これに沿って、公立病院の再編や商業施設の立地、一次産業の振興、道路網の管理などを行うようになる。

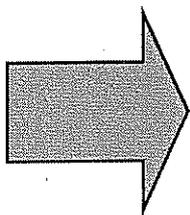
2 高い専門性を発揮した組織運営

保健所をはじめ支庁の機能の多くを広域中核市が吸収することにより、保健・医療・福祉や都市計画などの分野で高い専門性が発揮できるようになる。そうした環境の中で、職員の能力も伸びていく。

3 道の関与を受けない自立的な自治体経営

権限移譲や関与廃止により、道に判断を求めることなく、広域中核市自らの責任と判断で行政を行っていく。

さらには、中央省庁と直接折衝する機会が増すことにより、国家的、国際的な知見も得ながら自治体経営を行うことができるようになる。



市役所の機能が強化されることは、行政サービスの向上となって住民にメリットをもたらします。

その一方、自己決定・自己責任の度合いが高まることで、市政への積極的な関心と参加が住民に求められることとなります。

Q & A

【Q1】 二次医療圏のなかには、人口が10万人に満たない圏域もありますが、このような規模で政令市と同じ権限を持つことは無理ではないでしょうか？

A 政令市と同等とすることにより法定移譲される権限の多くは、現在、支庁（保健所、土木現業所を含む）で処理されており、その分の財源（主に地方交付税）は、道に入っています。

広域中核市に指定されると、支庁機能の大半（保健所は全部、土木現業所は道道の維持管理分）は、財源とセットで広域中核市に移ることになります。

その際は、職員についても、広域中核市が希望すれば、移籍または派遣による対応を行います。

こうしたことから、これまで通りの業務執行は十分可能と考えますし、市長が指揮命令権を持ち、職員も市職員となり、予算等は市議会で審議されますので、従来の支庁よりも地域への密着度がさらに高まるものと期待されます。

【Q2】 政令市と同じ権限が処理できるだけの交付税措置をするといっても、交付税総額が抑制されているなかで、必要な財源は確保されるのでしょうか？

A 法定移譲される権限に係る地方交付税（たとえば保健所を維持運営するための経費に見合う分）は、現段階では道に交付されていますが、それが法定移譲後は広域中核市に交付されることになります。

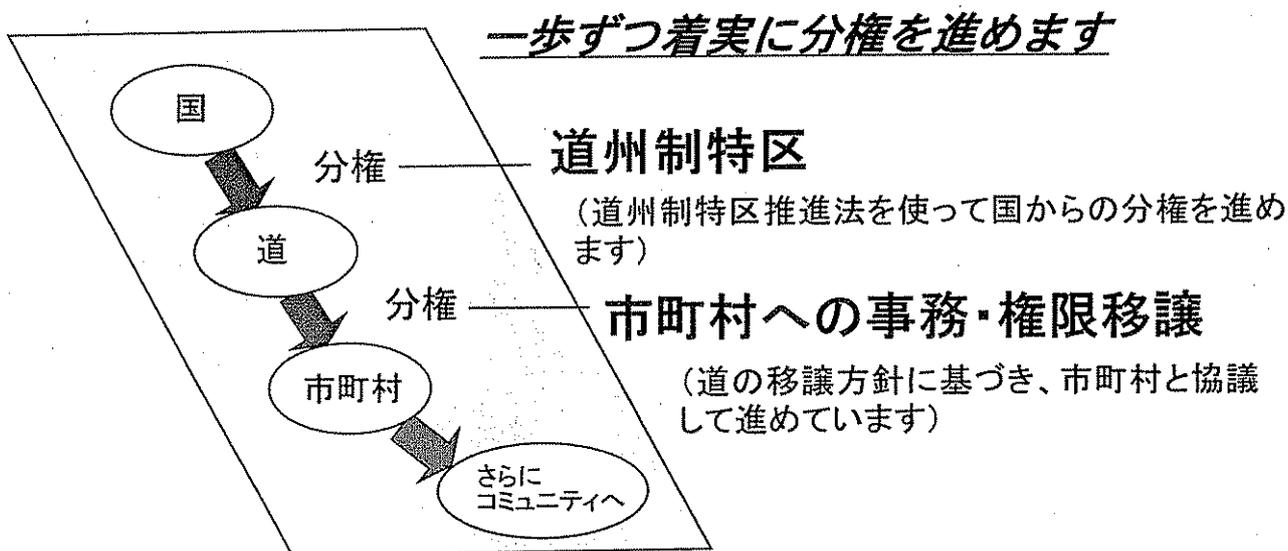
このように、基本的には交付先が道から広域中核市に替わるものであり、国の交付税特別会計の負担増にはならないことから、財源の確保には支障ないものと考えます。

【Q3】 人口規模が小さな自治体の自治は、今後は困難になるのでしょうか？

A 広域中核市制度は、二次医療圏単位に合併して誕生した市に対して、道の権限を大幅に法定移譲するのとセットで大幅な財源を交付税措置するものであり、このことは、人口規模が小さくとも、圏域をカバーしていれば、自治体として高い専門性を持った行政サービスが行えるよう財政基盤を保障することを意味します。

また、広域中核市は自らの判断で制度設計を行って区を置くことができるので、合併前の市町村をもとに広域中核市の区を置いて地域に密着した自治を行うことも可能な制度になっています。

道州制に向けた北海道の取組



これからの行政の主役は市町村です

市町村への事務・権限移譲

法律上、道にある約4,000項目の権限のうち、約2,000項目を市町村への移譲対象としてリストアップし、市町村からの要望に応じて移譲を進めています。

事務処理に必要なお金は、交付金で措置します。

市町村から求めがある場合は、道職員を市町村に派遣します。

平成19年度は180市町村に491項目、20年度は128市町村に327項目の権限を移譲しました。

市町村別 移譲権限数の累計(平成20年度移譲分まで)

市町村名	累計実績			市町村名	累計実績			市町村名	累計実績			
	特例 条例	法定 移譲	合計		特例 条例	法定 移譲	合計		特例 条例	法定 移譲	合計	
札幌市	504	1,162	1,666	旭川市	396	1,031	1,427	白高町	187	0	187	
	江別市	282	64	346	士別市	232	61	293	平取町	161	0	161
	千歳市	298	61	359	名寄市	263	61	324	新冠町	180	0	180
	恵庭市	235	61	296	富良野市	262	61	323	浦河町	201	0	201
	北広島市	357	61	418	鷹栖町	190	0	190	様似町	178	0	178
	石狩市	317	61	378	東神楽町	187	0	187	えりも町	193	0	193
	当別町	221	31	252	当麻町	163	0	163	新ひだか町	422	0	422
	新篠津村	163	0	163	比布町	165	0	165				
					愛別町	177	0	177	帯広市	300	89	389
					上川町	176	0	176	音更町	271	31	302
石狩支庁	函館市	343	1,031	1,374	東川町	169	0	169	士幌町	191	0	191
	北斗市	524	61	585	美瑛町	248	0	248	上士幌町	176	0	176
	松前町	243	0	243	上富良野町	232	31	263	鹿追町	191	0	191
	福島町	205	0	205	中富良野町	187	0	187	新得町	210	0	210
	知内町	203	0	203	南富良野町	229	0	229	清水町	231	0	231
	木古内町	205	0	205	占冠村	182	0	182	芽室町	284	31	315
	七飯町	260	31	291	和寒町	192	0	192	中札内村	151	0	151
	鹿部町	201	0	201	剣淵町	230	0	230	更別村	197	0	197
	森町	256	0	256	下川町	234	0	234	大樹町	225	0	225
	八雲町	240	0	240	美深町	258	0	258	広尾町	236	0	236
渡島支庁	長万部町	275	0	275	音威子府村	213	0	213	幕別町	301	31	332
					中川町	201	0	201	池田町	214	0	214
								豊頃町	189	0	189	
								本別町	212	0	212	
								足寄町	222	0	222	
								陸別町	167	0	167	
								浦幌町	223	0	223	
檜山支庁	江差町	208	0	208	留萌市	305	61	366	釧路市	322	89	411
	上ノ国町	180	0	180	増毛町	214	0	214	釧路町	212	31	243
	厚沢部町	197	0	197	小平町	201	0	201	厚岸町	248	31	279
	乙部町	196	0	196	苫前町	173	0	173	浜中町	199	0	199
	奥尻町	232	0	232	苫前町	173	0	173	標茶町	202	31	233
	今金町	240	0	240	羽幌町	220	0	220	弟子屈町	240	31	271
	せたな町	244	0	244	初山別村	180	0	180	鶴居村	163	0	163
					遠別町	189	0	189	白糠町	220	0	220
					天塩町	142	0	142				
					幌延町	182	0	182				
後志支庁	小樽市	490	374	864	留萌市	305	61	366	根室市	232	61	293
	真狩村	182	0	182	増毛町	214	0	214	別海町	210	0	210
	寿都町	203	0	203	小平町	201	0	201	中標津町	228	31	259
	黒松内町	213	0	213	苫前町	173	0	173	標津町	294	0	294
	蘭越町	199	0	199	羽幌町	220	0	220	羅臼町	190	0	190
	三セコ町	146	0	146	初山別村	180	0	180				
	真狩村	151	0	151	遠別町	189	0	189				
	留寿都村	170	0	170	天塩町	142	0	142				
	喜茂別町	170	0	170	幌延町	182	0	182				
	京極町	178	0	178								
空知支庁	京極町	178	0	178	稚内市	527	61	588	空知中部広域連合	21	0	21
	倶知安町	164	0	164	猿払村	180	0	180				
	共和町	189	0	189	浜頓別町	243	0	243				
	岩内町	182	0	182	中頓別町	182	0	182				
	泊村	199	0	199	枝幸町	257	0	257				
	神恵内村	197	0	197	豊富町	213	0	213				
	積丹町	180	0	180	礼文町	219	0	219				
	古平町	195	0	195	利尻町	180	0	180				
	仁木町	150	0	150	利尻富士町	198	0	198				
	余市町	202	31	233								
網走支庁	赤井川村	182	0	182	北見市	471	64	535				
					網走市	293	61	354				
					紋別市	232	61	293				
					美幌町	253	31	284				
					津別町	197	0	197				
					斜里町	206	0	206				
					清里町	151	0	151				
					小清水町	168	0	168				
					訓子府町	189	0	189				
					置戸町	149	0	149				
胆振支庁	夕張市	184	30	214	佐呂間町	189	0	189				
	岩見沢市	204	61	265	遠軽町	219	31	250				
	美瑛市	206	61	267	上湧別町	214	0	214				
	芦別市	237	61	298	湧別町	212	0	212				
	赤平市	188	61	249	滝上町	205	0	205				
	三笠市	217	61	278	興部町	231	0	231				
	滝川市	247	61	308	西興部村	167	0	167				
	砂川市	218	61	279	雄武町	235	0	235				
	歌志内市	202	30	232	大空町	196	0	196				
	深川市	191	61	252								
空知支庁	南幌町	237	0	237	室蘭市	339	130	469				
	南幌町	237	0	237	苫小牧市	302	130	432				
	奈井江町	195	0	195	登別市	572	61	633				
	上砂川町	150	0	150	伊達市	281	61	342				
	由仁町	191	0	191	豊浦町	199	0	199				
	長沼町	192	31	223	壮瞥町	203	0	203				
	栗山町	233	0	233	白老町	360	31	391				
	月形町	182	0	182	厚真町	212	0	212				
	浦臼町	170	0	170	洞爺湖町	222	0	222				
	新十津川町	211	0	211	安平町	187	0	187				
空知支庁	妹背牛町	163	0	163	むかわ町	246	0	246				
	秩父別町	154	0	154								
	雨竜町	148	0	148								
	北竜町	171	0	171								
	沼田町	175	0	175								
	幌加内町	161	0	161								

注)「法定移譲」は移譲リストの移譲対象権限(第1~4区分)に限定したもの

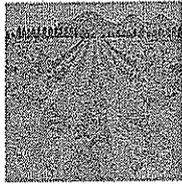
移譲している権限の例



例1 パスポートの申請や受け取りが、市町村の窓口でできるようになります。

移譲済 25市町村

住民の
利便性の
向上



例2 農地の権利移動の許可を、市町村ができるようになります。

移譲済 133市町村

事務処理
の迅速化

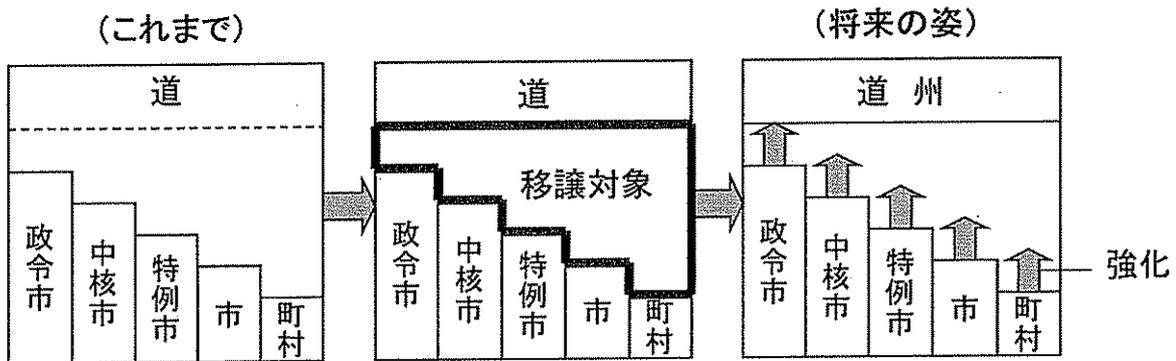


例3 都市計画法に基づく開発行為の許可を、市町村ができるようになります。

移譲済28市町

自らの判断による
総合的な
まちづくり

権限・財源の移譲が進むのと連動して市町村の体制整備も進んでいきます



2000項目の権限というのは、政令指定都市をも上回る数だ

合併、広域連携など地域に合った多様な形で基礎自治体の体制づくりを考えよう

市町村への権限移譲と広域中核市制度との関係

【権限移譲の意義】

- 住民に身近なところで手続きができる。
- 市町村だけで判断できるため事務処理が迅速化できる。
- 市町村が関連する権限を一括して総合的に判断できる。

地域のことは地域で決める

	自治法252条の17の2に基づく特例条例による権限移譲	広域中核市の指定による権限移譲等
移譲の進め方	道と市町村が個別の権限ごとに協議し、漸進的に移譲を進める。 移譲の進展に伴い、合併など市町村の体制整備の進展も期待。	二次医療圏単位の合併による強力な基礎自治体の創出とセットで、道の権限を組織も含めて大胆に移譲する。
財源措置	法令上は道の権限であるため、道に対して交付税で交付された上で、道から市町村に権限移譲交付金として交付する。 税源移譲はない。	法令上も広域中核市固有の権限となり、道ではなく広域中核市に対して直接に交付税を交付する。 また、税源移譲もある。(地方道路譲与税の増額)
組織の移管	移譲対象は幅広く設定しており、非常に多くの移譲を受ける場合は、組織の移管にまで至ることになるが、漸進的に進めるなかでは、そこまで踏み込んだ要望がなされる例は未だない。	保健所の業務の全部、土木現業所の業務の一部など支庁の業務の多くが一度に移譲されることにより、組織そのものの移管が生じる。
道の関与の廃止	自治法252条の17の2は、道の関与の廃止には使えない。	政令市の規定の準用により、地方債の起債は国と直接協議する。また、福祉分野の一部において、検査等の道の関与は廃止され、補助金についても道を経由せず直接国から受領することとなる。
区の制度設計	道の権限ではないため、自治法252条の17の2では移譲できない。	他の市町村にない、広域中核市独自の権限として創設する。

関 連 年 表

平成16年9月	富良野市から道に「広域都市構想」の提案 (富良野圏域の全市町村と道の出先機関を統合し、新しい基礎自治体をつくる構想)
17年3月	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定(道) (政令市を上回る権限を移譲対象として設定)
11月	十勝圏において「十勝一市構想」が浮上 (十勝圏の全市町村が合併し中核市を目指す構想)
18年3月	「地域主権型社会のモデル構想案」を作成(道) (将来の基礎自治体の区域のイメージ案として二次医療圏を提示)
7月	「北海道市町村合併推進構想」を策定(道) (将来の基礎自治体の区域のイメージとして二次医療圏を位置づけ)
11月	西胆振圏において「西胆振一市構想」が浮上 (西胆振圏の全市町村が将来的に合併が必要との認識で一致)
19年6月	「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定(道) (合併推進構想を受け、道州制の構想として二次医療圏を将来の基礎自治体の区域のイメージとして位置づけ)
11月	道州制特区提案検討委員会に関連提案として「広域中核市制度の創設」を提出(道) (二次医療圏と同じ区域の市が誕生した場合に、政令市の規定を準用し、道機関の移管を伴う権限移譲を行う制度)

(平成16年9月3日 北海道・自治のかたち円卓会議)

道州制における広域都市構想の提案

道州制の目指す姿

—地域主権の確立と個性豊かな地域づくり—

北海道の視点

- 地域の特性を活かした活力ある地域づくり
- 地域のことは地域で決めることができる社会づくり
- 住民の参加による協働の社会づくり

市町村の思い

- 依存体質から脱却し、自律した地域をつくりたい
- 自分たちのことは自分たちで決めたい
- 情報の共有と市民参加による住民自治の地域をつくりたい

北海道では・・・
道州制特区に向けた総合的な推進に関する提案
～国の地方支分部局との機能統合～

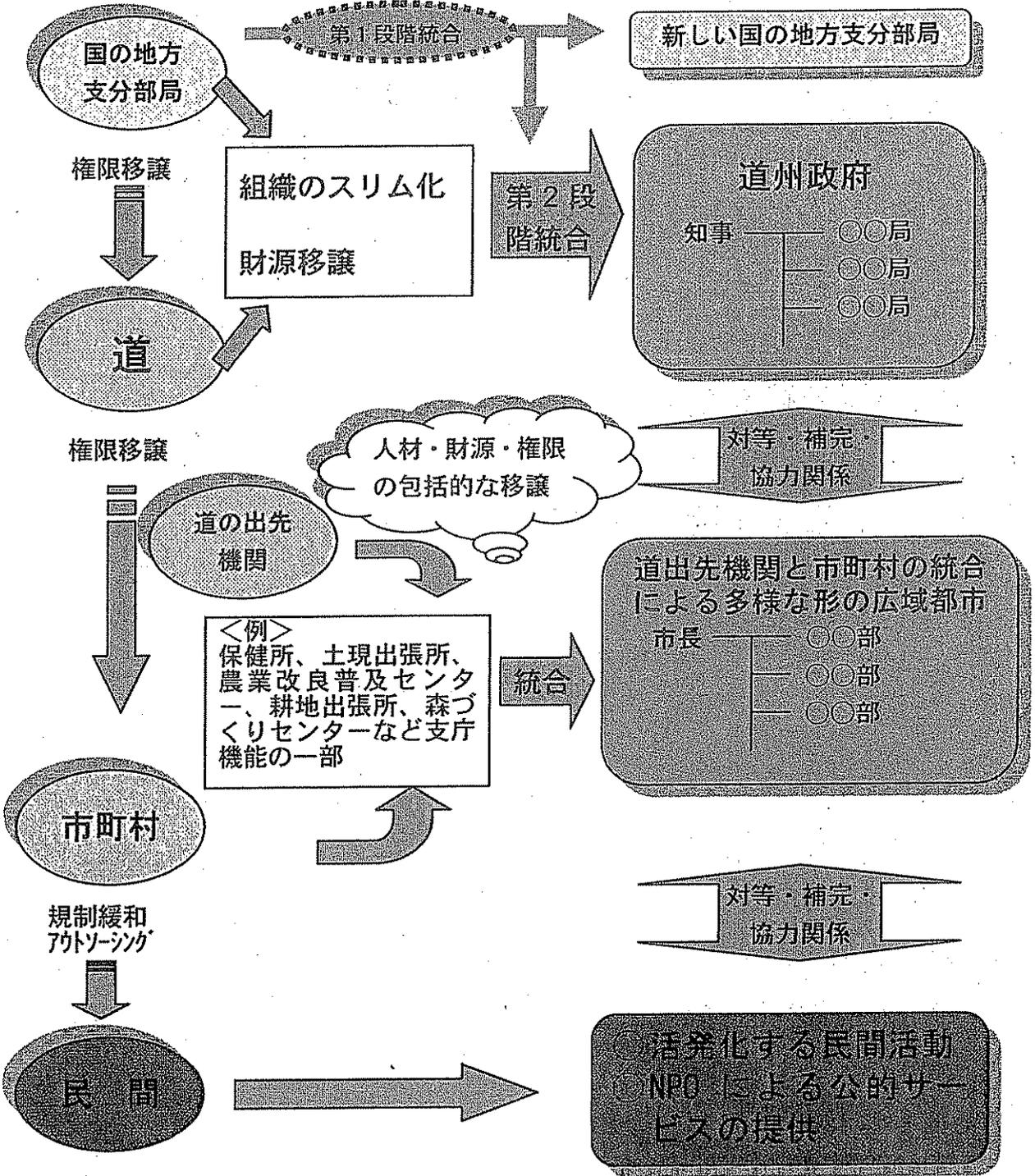
市町村としては・・・
広域都市における総合的な組織再編の提案
～道の出先機関の機能統合～

北海道から発信する新しい「この国のかたち」

道州制・支庁制度改革・市町村合併による
総合的な組織の再編

<現在の姿>
統治・集権

<将来の姿>
自治・分権



将来の基礎自治体の姿

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、わが国では三位一体改革や市町村合併などをはじめ、地方分権の推進に向けた様々な取組が進められています。これらは地方分権を進める上での通過点であり、この流れをより確かなものにしていくためには、地方公共団体の自己決定・自己責任を基本理念とした、「地方自治の本旨」を確立していかななくてはなりません。

北海道では、地方分権が大幅に進展し、地域のことは地域で決めることができる社会を、地域主権型社会と呼んでいます。

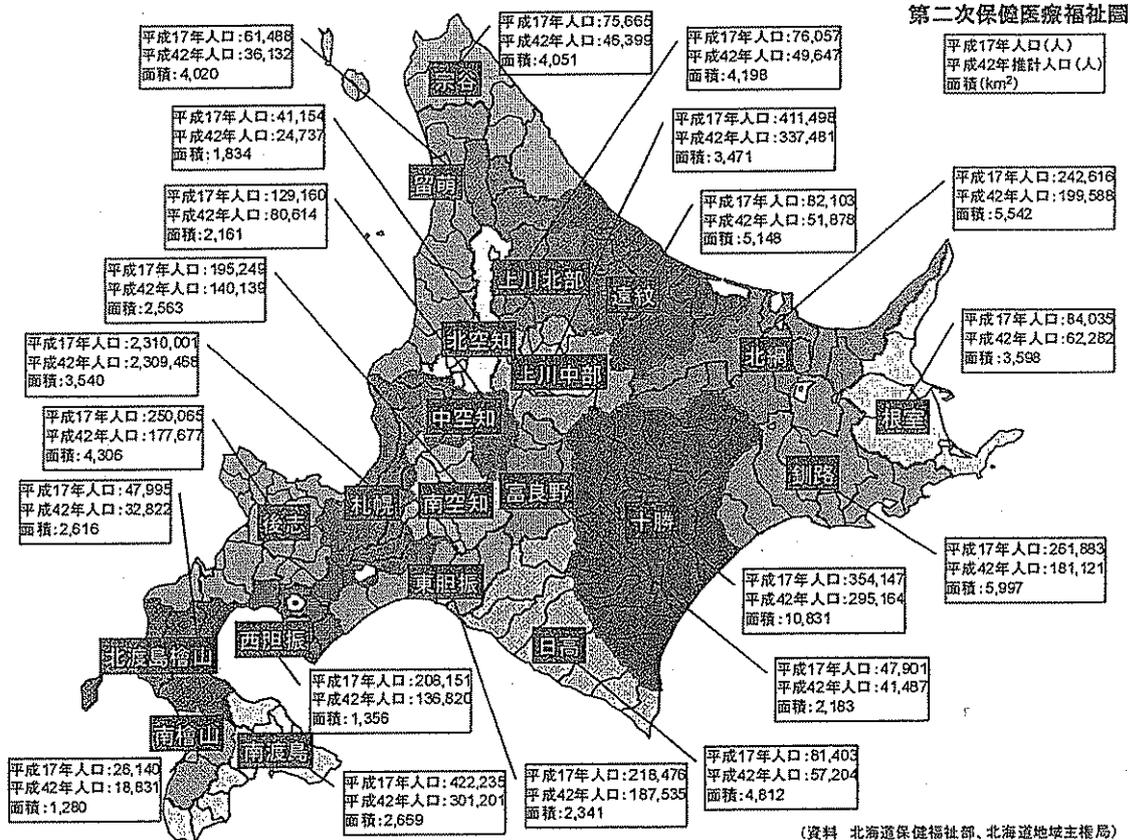
国は、国と地方の役割分担のあり方を含めた「この国のかたち」のあるべき姿の検討に着手しており、北海道では、「道州制の先行実施」として、道州制特区、道内分権、道州制北海道モデル事業など、地域主権型社会の実現に向けた道自らの取組を進めています。一方で、市町村合併や広域行政の取組は、市町村自らの主体的な取組です。これら全ての取組は、将来の地域主権型社会の実現を目指すという共通の理念に基づくものであり、国、道、市町村のそれぞれが、確かな第一歩を踏み出したところです。

地域主権型社会の下での基礎自治体は、地域の自己決定を実現するための十分な財源と人材を持ち、これらを機能的かつ効率的に活用できる組織体制を備え、現在よりも大幅に拡大された多様なサービスを提供することが求められます。これは、地域主権型社会の下での、将来の市町村の姿であり、自己決定と自己責任に基づき安定的な行政サービスを行うことができる、北海道における基礎自治体の理想の姿です。

このような将来の基礎自治体の具体的な人口規模を、前節で検討した規模の目安に基づいて判断すると、おおむね人口5万～10万人程度の規模となります。

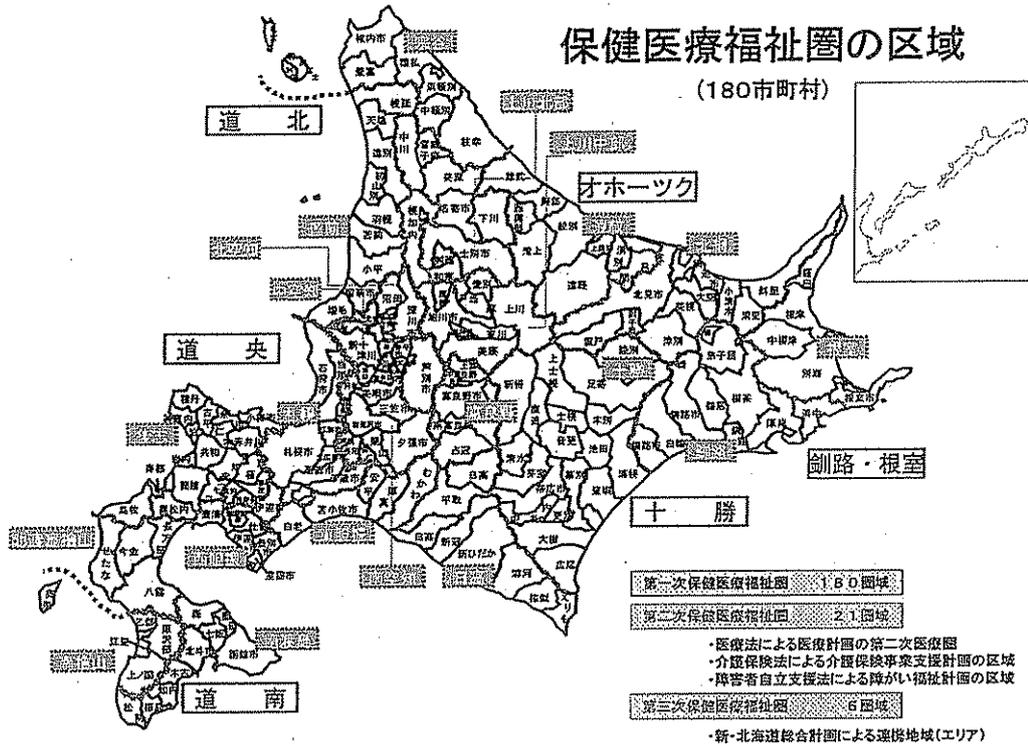
一方、北海道では全国を上回る速さで少子化・高齢化が進展し、今後は全国を上回る超高齢化社会の到来が予想されています。こうした北海道の将来を見据えた場合、これからの基礎自治体は、医療、保健、福祉といった地域に最も密着したサービスを総合的に担っていくことが想定されます。

北海道では、これらの分野において、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位として、第2次保健医療福祉圏という圏域が既に存在しています。この圏域では、地域の住民がこれらのサービスを受けるために必要な医療機関や福祉施設、交通機関などの様々な地域資源が長い年月を経て蓄積され、地域に深く根付いた圏域を形成しています。将来の基礎自治体の区域としては、この「第2次保健医療福祉圏」が一つのイメージとして考えられるところです。



第五章 市町村合併に関する基本的な事項

【図表8：保健医療福祉圏の区域】



第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、梁山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路・根室	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
6圏域	21圏域	180圏域

【医療法（昭和23年法律第205号）】

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
 - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
 - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項
 - 五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（八に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）
 - イ 救急医療
 - ロ 災害時における医療
 - ハ へき地の医療
 - ニ 周産期医療
 - ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
 - 六 居宅等における医療の確保に関する事項
 - 七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
 - 八 医療の安全の確保に関する事項
 - 九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
 - 十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
 - 十一 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項
 - 十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項
- 3～12 （略）

■ 二次保健医療福祉圏（道内21圏域）と関連づけられている主な施策等

- 保健医療福祉計画
- 保健所の配置（道内31箇所 医療計画で規定する医療圏や老人保健福祉計画で規定する福祉圏を参酌して配置）
- 地域センター病院（道内25箇所）
- ベッド数（二次医療圏ごとに算出したものが上限）
- 地域保健医療福祉推進協議会（圏域ごと1カ所）
（H20から「〇〇保健医療福祉圏域連携推進会議」になる予定）
- 高齢者保健福祉圏域連絡協議会（圏域ごと設置）
- 障がい者自立支援法による生涯福祉計画の区域
- 障がい福祉計画等圏域連絡協議会（圏域ごと設置）
- 介護保険法による介護保険事業支援計画の区域

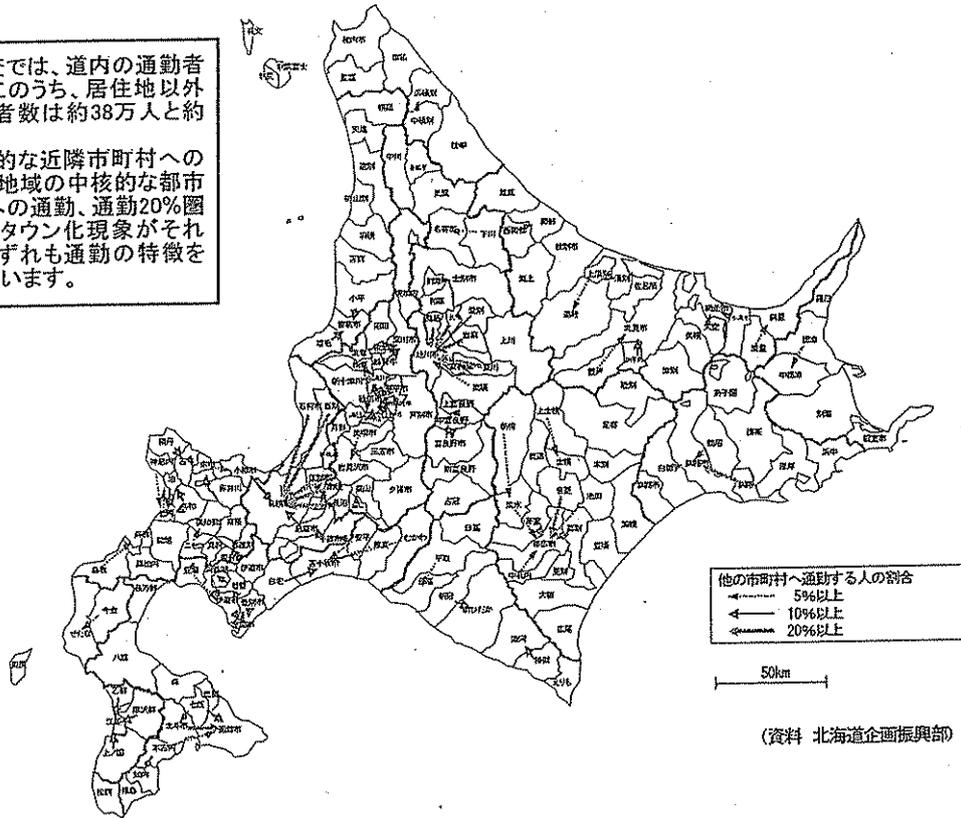
■ 一部またはおおむね二次医療圏と一致する圏域に関連づけられている施策等

- 消防本部の広域化
二次医療圏を基本とした21の消防本部に改編
- 市町村圏組合
し尿処理施設、地域振興策の広域的展開等
- 期成会
陳情等の内容によって医療圏と重なる部分がある

通勤圏の状況

平成12年国勢調査では、道内の通勤者数は約273万人で、このうち、居住地以外の市町村への通勤者数は約38万人と約12%を占めています。

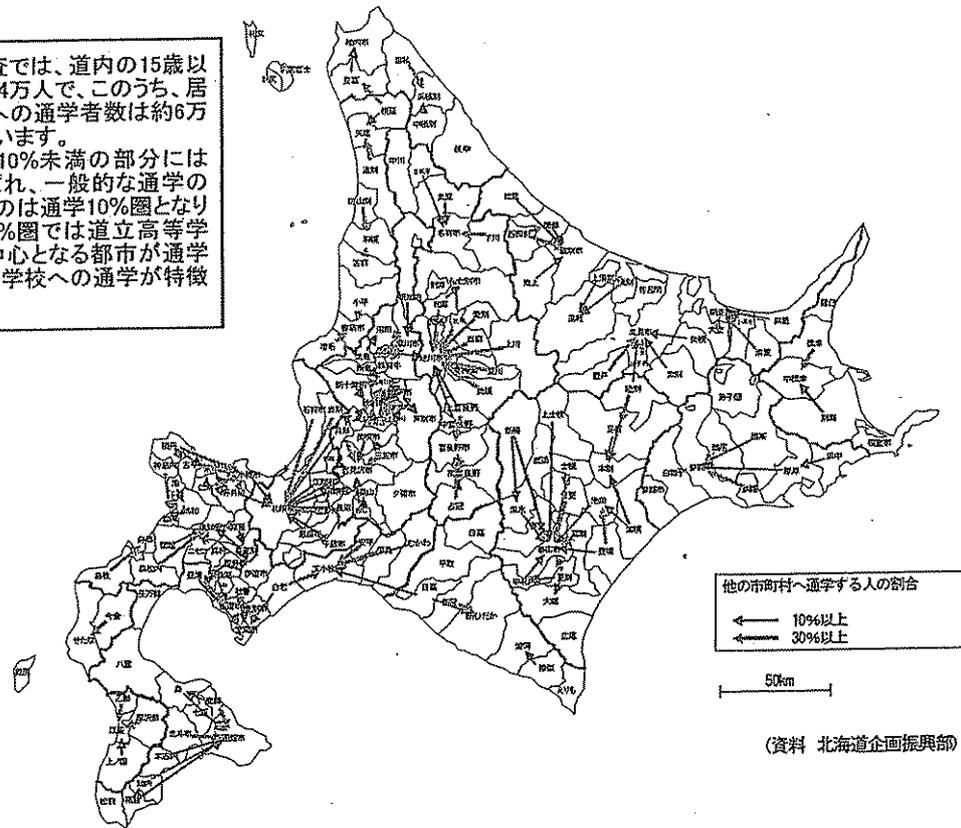
通勤5%圏は一般的な近隣市町村への通勤、通勤10%圏は地域の中核的な都市やリゾート施設などへの通勤、通勤20%圏は都市周辺のベッドタウン化現象がそれぞれ現れており、いずれも通勤の特徴を反映したものとなっています。



通学圏の状況

平成12年国勢調査では、道内の15歳以上の通学者数は約34万人で、このうち、居住地以外の市町村への通学者数は約6万人と約18%を占めています。

通学者の割合が10%未満の部分には統計誤差が多く含まれ、一般的な通学の実態を反映しているのは通学10%圏となります。また、通学30%圏では道立高等学校通学区域ごとの中心となる都市が通学先となっており、高等学校への通学が特徴的に現れています。

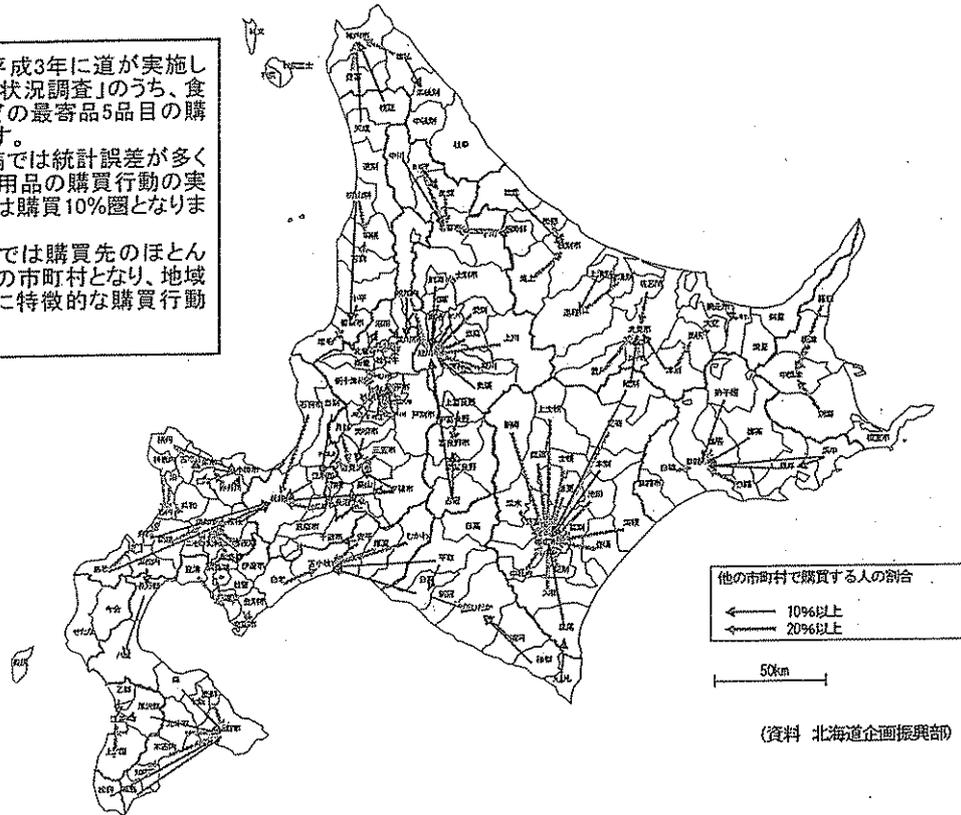


商圏の状況

商圏の状況は、平成3年に道が実施した「北海道広域商圏状況調査」のうち、食料品や日用雑貨などの最寄品5品目の購買行動を示しています。

購買割合10%未満では統計誤差が多く含まれ、一般的な日用品の購買行動の実態を反映しているのは購買10%圏となります。

また、購買20%圏では購買先のほとんどが人口1万人以上の市町村となり、地域の中心都市の周辺に特徴的な購買行動が現れています。

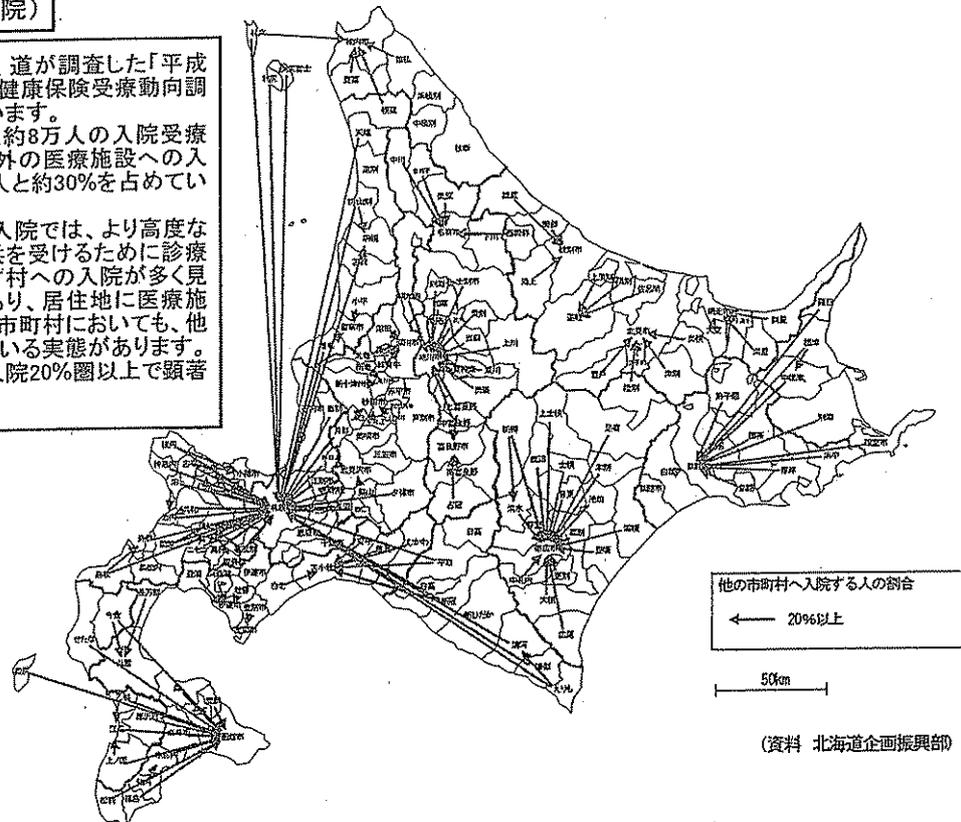


医療圏の状況(入院)

医療圏の状況は、道が調査した「平成12年5月診療分国民健康保険受療動向調査」の結果を示しています。

調査対象となった約8万人の入院受療者のうち、居住地以外の医療施設への入院者数は約2万3千人と約30%を占めています。

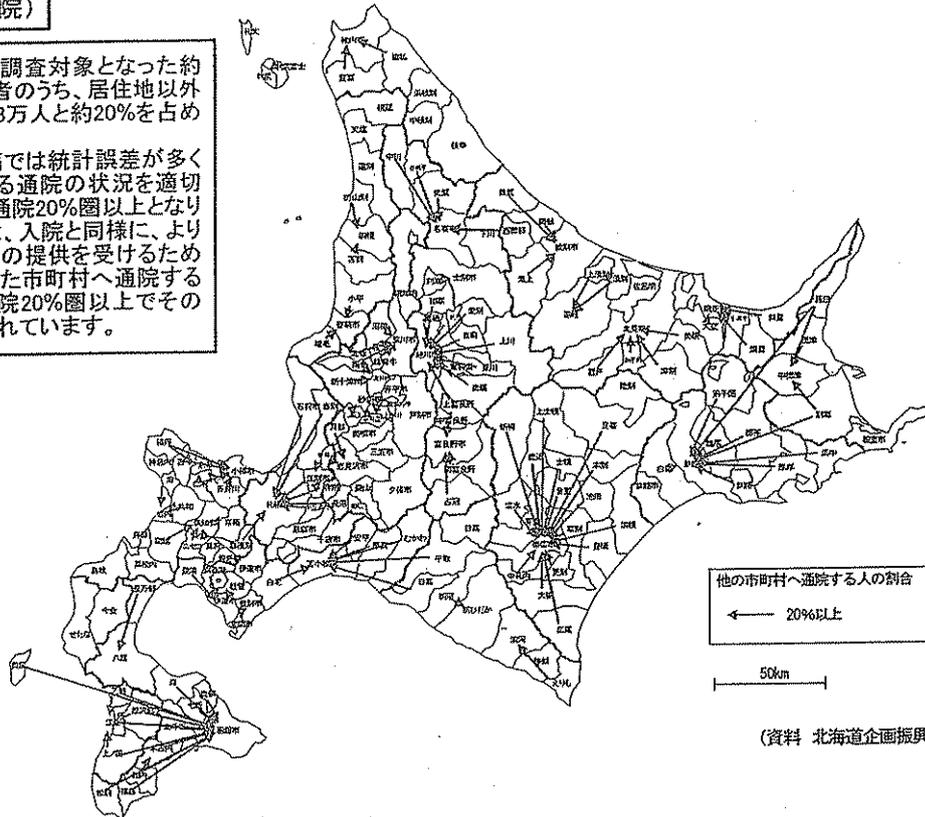
他の市町村への入院では、より高度な医療サービスの提供を受けるために診療科目の充実した市町村への入院が多く見られるのが特徴であり、居住地に医療施設が設置されている市町村においても、他の市町村に入院している実態があります。このような特徴は、入院20%圏以上で顕著に現れています。



医療圏の状況(通院)

通院については、調査対象となった約141万人の通院受療者のうち、居住地以外への通院者数は約28万人と約20%を占めています。

通院割合20%未満では統計誤差が多く含まれ、地域における通院の状況を適切に反映しているのは通院20%圏以上となります。また、通院では、入院と同様に、より高度な医療サービスの提供を受けるために診療科目の充実した市町村へ通院するのが特徴であり、通院20%圏以上でその傾向が顕著に反映されています。



他の市町村へ通院する人の割合
← 20%以上

50km

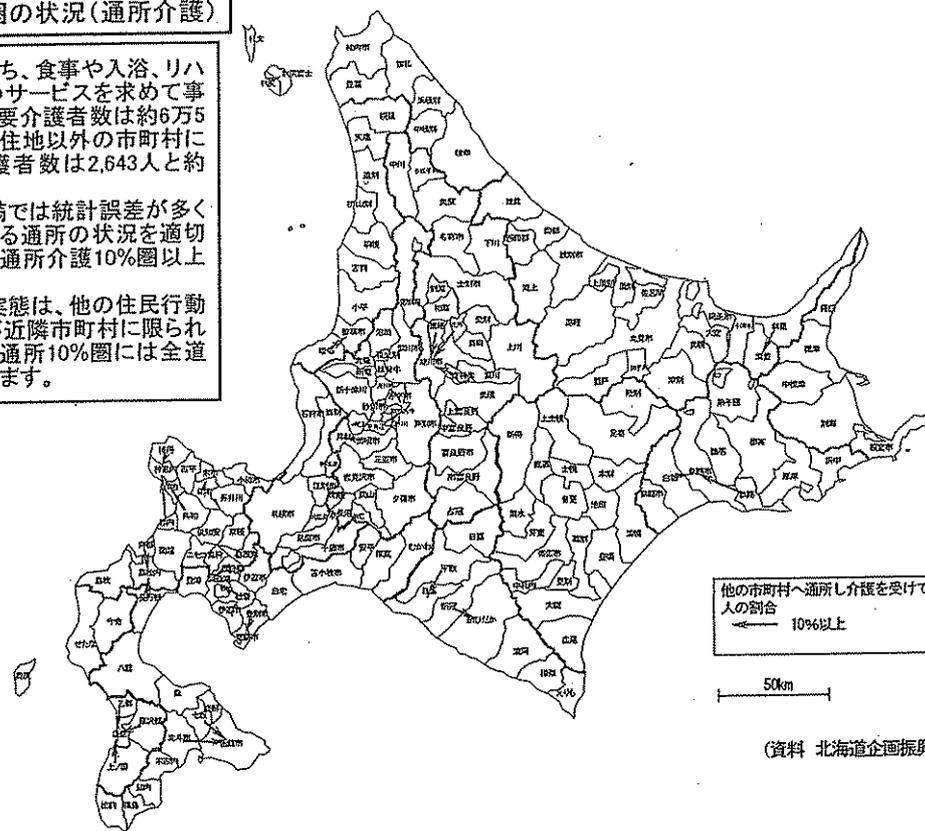
(資料 北海道企画振興部)

高齢者保健福祉圏の状況(通所介護)

道内の高齢者のうち、食事や入浴、リハビリテーションなどのサービスを求めて事業所に通所している要介護者数は約6万5千人で、このうち、居住地以外の市町村に通所している要介護者数は2,643人と約4%を占めます。

通所割合10%未満では統計誤差が多く含まれ、地域における通所の状況を適切に反映しているのは通所介護10%圏以上となります。

通所介護の利用実態は、他の住民行動と異なり、ほとんどが近隣市町村に限られている状況ですが、通所10%圏には全道で28市町村が該当します。



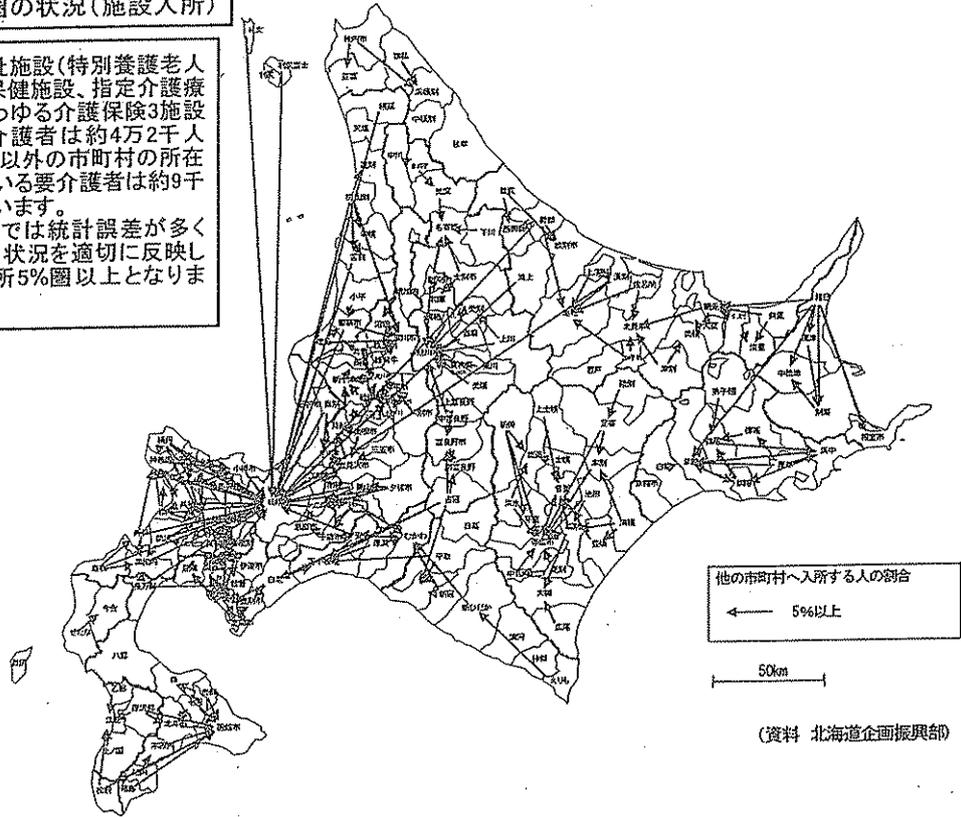
他の市町村へ通所し介護を受けている人の割合
← 10%以上

50km

(資料 北海道企画振興部)

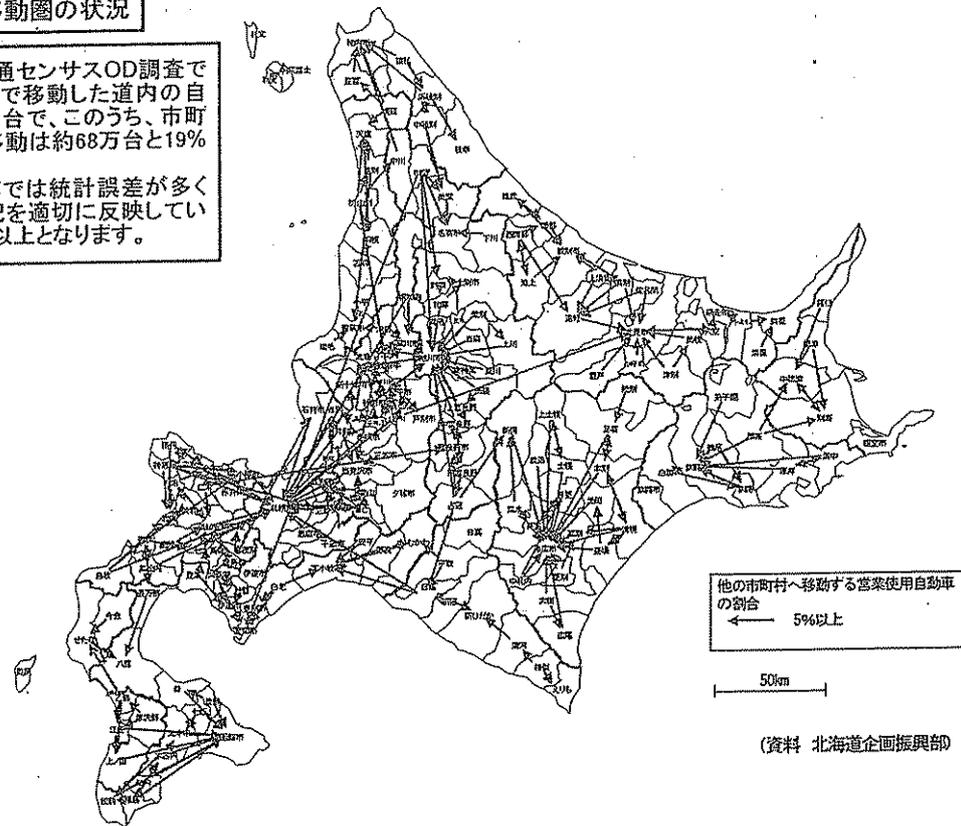
高齢者保健福祉圏の状況(施設入所)

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設のいわゆる介護保険3施設に入所している要介護者は約4万2千人で、そのうち、居住地以外の市町村の所在する施設に入所している要介護者は約9千人と約21%を占めています。
 入所割合5%未満では統計誤差が多く含まれ、施設入所の状況を適切に反映しているのは施設入所5%圏以上となります。



営業使用自動車移動圏の状況

平成11年道路交通センサスOD調査では、業務・営業目的で移動した道内の自動車台数は約353万台で、このうち、市町村の区域を越える移動は約68万台と19%を占めています。
 移動割合5%未満では統計誤差が多く含まれ、移動の状況を適切に反映しているのは移動割合5%以上となります。



土木現業所本所と出張所

